

**教員免許状の取得を希望する方は、必ず確認して下さい。**

**特に、共同教育学部、教育学研究科は卒業・修了要件に関係しますので、内容を十分に理解のうえ、出願を検討して下さい。**

**「こども性暴力防止法」が 2026 年 12 月 25 日にスタートします。**

**～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～**

「こども性暴力防止法」の施行により、2026 年 12 月 25 日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生についても、実習前に性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

#### **【事業者に求められる取組】**

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

#### **【実習生に関する留意点】**

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより教員免許状の取得ができなくなる可能性があります。
- 性犯罪前科がある場合、共同教育学部・教育学研究科においては、実習ができないことにより卒業・修了要件を満たすことができず、卒業・修了ができなくなる可能性があります。
- 共同教育学部・教育学研究科では、入学前及び実習前に、性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- 国際学部・農学部で教職課程を履修する場合は、入学後に実習を行う蓋然性が高くなった段階及び実習前に、性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。

#### **【参考】制度の詳細はこちらをご覧ください。**

- こども家庭庁 HP 「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」  
リンク : <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

#### **【問合せ先】**

入試・入学手続きに関する事項 入試課 (TEL : 028-649-5112)

入学後の学修・教職課程に関する事項 修学支援課 (TEL:028-649-5119)